

## 都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

### 招 集

平成30年11月27日（火） 議会委員会室

### 出席委員（9名）

（委員長）門 脇 一 男 （副委員長）石 橋 佳 枝  
今 城 雅 子 岩 崎 康 朗 遠 藤 通 中 田 利 幸  
矢 倉 強 山 川 智 帆 渡 辺 穰 爾

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】大塚部長

[商工課] 杉村次長兼商工課長 毛利課長補佐兼商工振興係長

### 出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 岩永主任

### 傍 聴 者

安達議員 伊藤議員 稲田議員 岡田議員 岡村議員 奥岩議員 尾沢議員  
国頭議員 田村議員 戸田議員 土光議員 西川議員 前原議員 又野議員  
三嶋議員 矢田貝議員

### 審査事件及び結果

議案第82号 財産の処分について

[原案可決]

~~~~~

### 午前10時04分 開会

○門脇委員長 ただいまより都市経済委員会を開会いたします。

先ほど本会議で当委員会に付託されました議案1件について審査いたします。

議案第82号、財産の処分についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

杉村商工課長。

○杉村経済部次長兼商工課長 そういたしますと議案第82号、和田浜工業団地整備事業に係ります財産の処分につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、処分する財産についてでございますが、議案書のほうをごらんいただきたいと思っております。1の財産の表示のところに記載してございまして、処分する財産につきましては米子市大篠津町3060番地ほか8筆でございます。面積につきましては5万9,781.17平米でございます。この土地を和田浜工業団地内に進出されますバイオマス発電所の建設に必要な事業用地といたしまして当該事業者売却しようとするものでございます。

次のページのほうに売却する土地の図面をつけてございます。この網かけになった部分につきまして事業用地として売却をするということでございます。

議案書のほうに返っていただきまして、処分価額につきましては5億3,839万円でございます。売却する相手方につきましては、本バイオマス発電所の開発事業者でありますシンエネルギー開発株式会社でございます。

続きまして、処分価格の根拠というものを御説明させていただきたいと思っております。委員会資料として、この横判の資料を別途お配りさせていただいております。これをごらんいただきたいと思っております。処分価額の根拠といたしましては、そこに参考資料としておりますとおり、当該事業につきましては平成29年度から事業を開始いたしております。本市がこの整備事業として要しました用地取得費、物件補償費、測量設計等の委託費、用水路移設、粗造成、排水路設置の造成工事費に人件費、需用費等の事務費を加えた実費で積算したものでございます。こうした売却価格の考え方や見込み額につきましては、10月閉会中の当委員会でも御説明をさせていただいておりますが、その考え方で最終的な確定額として売却価格を処分価額とさせていただいたところでございます。

下のほうに事業用地売却金額内訳といった表がございます。これがそれぞれの経費の確定額でございます。この網かけになっております造成工事費のうちの排水路設置工事費、そして事務経費の部分につきましては10月の閉会中の委員会で見込み額として御提示させていただいた金額と変更になった部分でございます。10月の閉会中の委員会でも申し上げました金額よりも約230万円程度ふえているという状況でございます。説明は以上でございます。

**○門脇委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

石橋委員。

**○石橋委員** 私は、この財産の処分、和田浜バイオマス発電所事業用地の売却について反対の立場です。

その理由は、1つには、バイオマス発電といってもこれは全て輸入のバイオマスで、今そういう大型の発電が競い合うように進みますけれども、これによってよその国の森林が壊される、地球環境が壊されるということなんですね。

2つ目は、経済産業省がやっております再生可能エネルギーはという定義にも当てはまらない。1つは廃棄処分されるような間伐材や廃材を生かす資源の有効利用、2つ目は焼却時の廃熱の利用、3つ目は生物系廃棄物の削減に寄与というふうな記述がありますけれども、和田浜バイオマス発電はそのいずれにも当てはまりません。

米子にとってはいろんな環境への悪い影響などが懸念されますけれども、米子の資源が生かされ、米子の経済が潤うというプラスがないということで反対ですが、その反対の立場からですけれども、幾つか質問いたしますので、お答え願います。

一つは、このシンエネルギー開発株式会社の子会社ですよ、米子新エネルギー開発株式会社というのは、地元自治体と生活環境保全協定書を結んでいますけれども、これによると住所は東京都中央区八重洲となっておりますが、この森一晃さん、社長は東京の方なんですか。この会社の所在地なんですが、米子ではなくて東京のほう、10%出資されてますが、これは収益の10%が配分されるということだというふうに前の常任委員会でも伺っていますけれども、これは10%の収益が県外へ流出するのではないか。他の3社の出資額は30%ずつで、90%は三菱とか中部電力、もう1社が出資されてるわけです。

けれど、これはやはり米子には回らないものではないのかということをお聞きします。

**○門脇委員長** 杉村商工課長。

**○杉村経済部次長兼商工課長** まず御質問ございました今回のこのバイオマス発電所の事業運営会社につきましては、米子バイオマス発電合同会社というSPC方式によりまして設立される会社ということでございます。御質問ございましたとおり、今回の開発事業者であるシンエネルギー開発は、10%の出資をしているということでございますが、これ子会社ということではございませんで、新たに立ち上げられるSPC方式による事業運営会社ということでございます。

ある意味シンエネルギー開発株式会社様は、開発事業者としてこの土地を取得されて、取得者として存在するわけなんですけれども、ある意味合同会社というものは法的にこういった土地は持てないと、そういうことになっておりますので、シンエネルギー開発株式会社さんがこの用地を所有し、なおかつその上に建ちますバイオマス発電所につきましては、新たに米子市大篠津町に設置されました、現時点では東京でございますけれども、この事業運営会社は大篠津町のほうに所在地を移転されるということでお伺いしております。ある意味現地法人として移転をされてこの事業運営をされるということでございますので、市内にある会社として存続、事業を運営されていくという御計画でございます。

あとSPCの方式につきましては、前回の委員会でも御説明させていただきましたが、シンエネルギー開発さんのほかにも三菱UFJリースさんであるとか、東急不動産、中部電力さんという形で出資されるということでございますし、金融機関からも融資を受けられてSPCとしてその事業運営をされるということでございます。

こういった内容につきましては市のほうもしっかり確認をさせていただいておりますので、事業運営については支障なしという判断をしているところでございます。

**○門脇委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** では、続きまして、この案の和田浜バイオの売電収益というのは固定買い取り価格みたいなのを紹介してるわけですが、これは中国電力が発電した電気は買い取るのか、それとも出資者の中部電力に買い取られるのか、どんなふうなんでしょう。

**○門脇委員長** 杉村商工課長。

**○杉村経済部次長兼商工課長** 基本的には前回の委員会でも御説明させていただきましたが、中国電力に売電されるという御計画ということでございます。

**○門脇委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** それでは、この会社によって雇用が10人から20人というふうに書かれております。その幅は10人から20人で倍ですけども、なぜ幅があるのかという。

間接雇用が30人というふうに書かれております。この間接雇用は何なのでしょうということ。その雇用は正規なのか非正規なのか、このあたりも伺いたい。よくある話は本社派遣社員としては正規職員だよとか、臨時採用とかいうこともあるので、お伺いしたいと思います。

**○門脇委員長** 杉村商工課長。

**○杉村経済部次長兼商工課長** SPCというものの会社さん自身は、そういう従業員をたくさん雇われるという方式ではありませんで、あくまでも資金を管理する役割です。実際にはそこからいろいろな会社さんにプラントの運転等々委託されるということでございま

して、もちろんSPCでも事務的などところは新たに雇用されるというふうにお伺いいたしておりますが、例えば責任者あたりはそのSPCで出資される4社の中からどなたか責任者が来られるということになろうかと思ひますし、あるいはこちらのどっかの事業運営を委託されるところが新たに雇用されるというケースもあろうかと思ひます。したがいまして、このプラント自身を實際運転していくために、現在のところ幅がありますが、10人から20人の雇用が発生してくる。当然この中には正規雇用もありましようし、嘱託的な職員も雇用形態としてはあるんじゃないかと伺っておりますが、實際に何人が正規職員で、非正規は何人というところまではまだはっきりとした数字のほうは伺っておりません。

それから間接雇用につきましては、当然またさらに委託される、例えば清掃業務であるとか、あるいはこのプラントの建設に関して地元のほうに発注される部分があるということでございますので、あるいは先ほどおっしゃいましたように海外から輸入バイオマスを入れてきますから、その境港から発電所までに運送する、これをまた地元のほうの運送事業者のほうに頼まれるということをお聞きしておりますので、そういった間接的などところで約それだけの人数が雇用されるという試算が出ているということでございます。

**○門協委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 要はわからないというか、はっきりまだしないということですね。

次は、このバイオマス発電合同会社の代表者は誰なのかということ。この間の委員会でもお聞きしましたがけれども、この時点ではまだわからないというお答えでした。まだわかってないですか。

**○門協委員長** 杉村商工課長。

**○杉村経済部次長兼商工課長** 今のところまだそういったはっきりとしたものというのはいはっておりません。

**○門協委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 何ともちょっとよくわからない感じなんですけれども、例えばもし仮に事故が起こったり環境汚染の問題が起きた場合に誰が補償するのか。協定書では米子新エネルギーが補償するというふうに書かれています。しかし、米子新エネルギーにそんな資力があるんでしょうか。補償し切れるのか。

**○門協委員長** 杉村商工課長。

**○杉村経済部次長兼商工課長** 御質問の御趣旨はよく承知しております。当時、このシンエネルギー開発さんにつきましては、新たな米子バイオマス発電所合同会社の中でも環境コンサルティング契約を担当されるということでございます。ただ、實際に運営しますのはこのSPCである米子バイオマス発電合同会社でございますので、ある意味地元との環境協定につきましては、この合同会社が最終的にその環境協定を引き継ぐということになっていくことになろうかと思ひます。この話は地元のほうにもさせていたいただいておりますし、御了解をいただいているというところでございます。

**○門協委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** そうしますと、もし何かのときには出資割合は収益の分配の割合だけではなくて、補償するときの割合にもなるというふうに考えるんでしょうか。

**○門協委員長** 杉村商工課長。

**○杉村経済部次長兼商工課長** そのあたりは承知しとりませんが、あくまでも米子バイオ

マス発電合同会社さんが責任を負われるということになるかと思えます。

○門脇委員長 石橋委員。

○石橋委員 もう一つだけ、年間一月、停止期間が予定されてると思うんで、335日の操業ということなんで、30日は休みがあると。この間に点検、整備に当たられるものだというふうに考えますが、その内容はどんなふうなことなんでしょうか。ちょっとおわかりでしたら教えてください。

○門脇委員長 杉村商工課長。

○杉村経済部次長兼商工課長 ある意味バイオマス燃料を原料とした火力発電所、大きなプラントでございます。やはりオーバーホールして再点検をする必要がございます。御承知かと思いますが、火力発電所、一回火をとめますとまたこれを熱するのに時間がかかりますし、やはりプラントの内容も非常に大きなものでいろんな機器がございますんで、その期間はお休みして徹底的にオーバーホールして点検をされて、もし傷みがあるところはそこで改修をしていただく、修繕をしていただくといった期間と伺っております。

○門脇委員長 ほかにございませんか。

遠藤委員。

○遠藤委員 今、先ほど石橋委員のほうからこのバイオマスの発電所は米子にとって何の効果もないというような発言があったように私は聞いたんだけど、反対理由の一つとして、議会として何の効果もないものを容認するというわけにはいかないわけだ。そういう点についてきちんと説明する必要があるんじゃないかと思うけど、どういう見解ですか。

○門脇委員長 杉村商工課長。

○杉村経済部次長兼商工課長 当委員会でも御説明させていただいてきたと思いますが、大もとは和田浜工業団地の未整備地域が都市計画決定されて以来、40数年間一度も企業が立地しなかった分が約7ヘクタールあったということでございます。これは従来から課題として地域住民からも何とか工業団地、専用工業地域なので立地をしたいというような御要望もございました。そういったまず課題があったことが一つでございます。

その中で、シンエネルギーさんのほうからバイオマス発電所の立地につきまして御提案があった。内容につきましても国の認可を得ていらっしゃるということもございまして、これはもう本当に実現可能性があり、まず1点は、この未整備地域が解消でき得ると、工業団地として整備でき得るということで、市としての従来の課題であったものが解消できるのが1点。

そしてやはり数百億円プラント建設でございますので、実は明日、地元工事関係者の説明会というものも開催する予定でございまして、そのプラント建設に関しての地元発注もあるということもございます。

そして石橋委員さんもおっしゃいましたように、直接・間接的な雇用として四、五十人の雇用が生まれてくるということもございまして、あるいは日本海の重要港湾であります境港からのバイオマス燃料の輸入ということで、境港の港湾機能、あるいは境港の物流量ですか、こういったものもふえることによりまして、ますます日本海側の拠点港としての位置づけが重要視されるという面もございまして。

ある意味いろんな面で経済や雇用に非常に幅広い効果も出てくるということもございまして、あるいは再生可能エネルギーの推進という方針にも沿ったものであるということ、

この事業につきましては本市にとっても非常に効果があるというふうに判断しているところでございます。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 石橋委員にはこの意見の違いが出てくるかわかんけど、今の説明を聞いている限り米子市にとっても経済的効果が幅広くあるという見解でおるといことですね。

それでもう一点は、外材を含めた燃料入れるということの計画がされとるようだけでも、最近僕ちょっとある情報得たことによると森林法の改正が日本で行われたらしいですね、最近、それは御存じですか。森林法の改正を行う、その目的は何であるかということはお聞きですか。今の国会でなくて、その前々あたりらしい。最近です、これは。二、三年のうちだったです。森林法の改正行われた。私も十分に国会の審査なんか見てませんからわかりませんが、著書によると、森林法の改正の大きなポイントの中にいわゆるバイオマスの材料を国内からも調達するような土壌がつけられているような背景があるように私はその森林法の改正を読んでみて、言われる方の、思っておるんですけども、そういうことを含めた中でこの西部地区一円の森林の管理等も含めたそういうものの流れというものは対応されていくような考えがあるんですか。

**○門脇委員長** 大塚経済部長。

**○大塚経済部長** ただいまお話ありました森林法の改正ですね、国土保全を目的として森林の活用ということで、現在県におかれても所有者区分の所有者等ははっきりしていくと、活用についてもいろいろ国のほうからの補助メニューがつけられておるといような形になっておまして、日南町さんでありますとかではかなり取り組んでおられるという状況と聞いております。

その中でシンエネルギーさんのほうにもそういった地域バイオマスの活用というお話を差し上げた時期もあったんですが、どうしてもまだ絶対量が少ないということが1点、また価格が高いということと相まってなかなかそういった形での取り組みのほうに重点を置いてやっていくということは不可能であるということをお伺った時期がございました。

ただ、今、森林法の改正を含めてそういった国内の山林活用というものがどんどん国の補助制度によって進められておりますので、今後、事業展開をされていく中でそういった取り組みは視野に入れておられるというふうに見ております。

**○門脇委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕もうろ覚えでちょっとはっきり断定できないけど、その法律の中身の中で一番問題視されているのは、50年か60年も成長した木材をその山主さんがもう管理能力がなくなった場合には自治体においてそれを管理することができるというような法律になっとなるような書き方がしてあったもので、50、60年たったものは逆に成木としてきちんと残しといたほうが財産として価値があるんじゃないかなと。しかし、それはもう切ってもいいんだということになってくると少し管理の仕方については問題があらへんかなという、僕は個人的には思っとなるんだけど。しかし、その背景にはどうもこのバイオマスのような形のようなものの国内調達というものが一つに入っておるんじゃないかという流れがあるようですが、十分に県とも協議していただいて、杉などの環境整備整えてくれというふうな要請をしておきます。

もう一つは、これ売るわけなんですけど、5億3,800万円、このお金はどういうふうに処理されるんですか。何でそういうこと聞くかという、これ特別会計だ、違ったかいな。特別会計でしょう、そこに一般会計から繰出金出したんでは。特別会計とどめ置くんですか、5億3,800万円。それとも一般会計にもう一遍お返しするんですか。どうなるんですか。

**○門脇委員長** 杉村商工課長。

**○杉村経済部次長兼商工課長** この特別会計につきましては、和田浜工業団地の整備事業ということで特別会計をつくらせていただいたものでして、この事業はこれを持ちまして市の事業として完了いたしますので、今年度を持ちましてこの特別会計はなくなるということになるかと思えます。その際にこの処分価額は一旦、特別会計のほうに入れさせていただいた上で、昨年度一般会計から繰り入れをしていただいておりますので、当然一般会計のほうにお返しをするという形になってくる。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

石橋委員。

**○石橋委員** 先ほど森林法が変わったという話ありました。森林を間伐をしたりして保全をして育てていくという観点ではなく、持ち主が管理し切れてないというふうに判定された場合は全部伐採をしていくことがあるというふうなことになるので、その場合は森林が守られる、国土が保全されるということではなくて、逆に森林がなくなっていく危険、そういうことであれば、それ使ったバイオマス発電というもの、これも問題であるというふうに思うんですが、私が米子にとって利益がないと言ったのは、発電した売電の収益が米子にはほぼ入らない。10%出資されるシンエネルギーが米子の会社となって、そこで米子に回るものは幾らかありますので、雇用も幾らか生まれるかもしれません。でも莫大なものではありませんので、そういう意味でいくと地産地消の地元の資源を使って発電して、それを売った収益は地元のお金として地元を潤していくというものにはならないという意味です。そのお金というのはむしろ買い上げられて、結局電気料として負担金として国民の電気料金に上乗せになるだけだと思います。

**○門脇委員長** よろしいですか。

**○石橋委員** いいです。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆さんの御意見をお願いします。

先ほど石橋委員、討論の内容も含まれていたと思うんですけども、それでよろしいですか。

**○石橋委員** よろしいです。

**○門脇委員長** ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第82号、財産の処分について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…今城委員、岩崎委員、遠藤委員、中田委員、矢倉委員、山川委員、渡辺委

員]

**○門脇委員長** 賛成多数。よって、本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査を終わります。

都市経済委員会を閉会いたします。

**午前 10 時 32 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

都市経済委員長 門 脇 一 男